

広島県告示第十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定によって、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

平成二十三年一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 河川の名称
別表のとおり
- 二 河川管理施設の名称及び種類
別表のとおり
- 三 河川管理施設の位置
別表のとおり
- 四 管理を行う者の名称（代表者）及び住所
名称 道路管理者 広島市
住所 広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面〔路盤の部分を含む〕、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）の新設、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

六 管理の期間
平成二十三年一月十一日から当該道路の存続する日まで

別表

河川の名称	河川管理施設の名称	河川管理施設の位置
一級河川太田川水系 指定区間京橋川	左岸堤防	起点 広島市東区二葉の里二丁目一番一地先 終点 広島市東区二葉の里二丁目一番一地先
〃	〃	起点 広島市東区牛田南一丁目一番一地先 終点 広島市東区牛田南一丁目三番一地先
〃	〃	起点 広島市東区牛田本町一丁目四〇〇番一地先 終点 広島市東区牛田本町三丁目二九五番一地先
〃	〃	起点 広島市東区牛田本町四丁目一三一〇番二地先 終点 広島市東区牛田本町六丁目一五〇五番九〇地先
一級河川太田川水系 指定区間二又川	右岸堤防	起点 広島市東区牛田本町一丁目四〇〇番一地先 終点 広島市東区牛田本町一丁目三九九番一地先
〃	〃	起点 広島市東区牛田本町二丁目三九一番一地先 終点 広島市東区牛田早稲田二丁目八七六番地先

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一級河川太田川水系 指定区間戸坂川	〃	〃	〃	一級河川太田川水系 指定区間小河原川	〃	〃	〃	〃	〃			
〃	〃	〃	左岸堤防	〃	〃	〃	右岸堤防	〃	左岸堤防	〃	右岸堤防	〃	〃	左岸堤防	〃	〃			
起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点	起点 終点			
広島市東区戸坂千足二丁目九〇五番四地先	広島市東区戸坂出江二丁目一五〇五番一地先	広島市東区戸坂出江二丁目一六四九番一地先	広島市東区戸坂大上一丁目一六五三番二地先	広島市東区戸坂大上一丁目一六五一番一地先	広島市東区戸坂数甲一丁目一六四四番地先	広島市東区戸坂大上一丁目一七〇九番一地先	広島市東区戸坂南一丁目二〇〇番二地先	広島市東区福田四丁目二〇八九番四地先	広島市東区福田五丁目一九六二番一地先	広島市東区福田五丁目一九五九番一地先	広島市東区福田五丁目四一五二番二地先	広島市東区温品八丁目四五五番一地先	広島市東区温品八丁目四七四番三地先	広島市東区温品三丁目二七四番三地先	広島市東区温品二丁目四四番七地先	広島市東区矢賀新町五丁目三七七番一五地先	広島市東区温品七丁目八八二番地先	広島市東区温品七丁目三三〇番地先	広島市東区温品七丁目九六番八地先